

青森県在宅保健師の会会則

(目的)

第1条 この会は、地域における保健活動の重要性を認識し、地域住民の健康づくりを支援するため、保健師資格を生かし、地域の保健・福祉活動に寄与するとともに、会員の資質の向上を図ることを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 この会は「青森県在宅保健師の会」と称し、事務局を会長の指定する場所に置く。

(会員)

第3条 この会の会員は、青森県内に居住する在宅の保健師有資格者で、会の目的に賛同する者とする。ただし、県内勤務経験者で県外に居住する者も含む。

(事業)

第4条 この会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 保健・福祉に関する研修会の開催
- (2) 地域における保健・福祉活動への参加
- (3) 保健・福祉活動に関する情報交換及び調査研究
- (4) その他この会の目的を達成するために必要な事業

(役員及び任期)

第5条 この会に次の役員をおき、任期を2年とし、再任は妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2名

(会議)

第6条 この会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会 年1回
- (2) 役員会は必要に応じて会長が招集し随時行う。

(経費)

第7条 この会の運営に要する経費は、会費・補助金、その他の経費をもって充てる。

附 則

この会則は平成10年4月27日から施行する。

附 則

この会則は平成19年6月8日から施行する。

附 則

この会則は平成22年5月17日から施行する。

附 則

この会則は平成26年5月28日から施行する。